

令和2年5月29日

各契約医療機関  
管理者様

一般財団法人船員保険会  
施設事業部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた  
船員保険生活習慣病予防健診等の再開について

船員保険生活習慣病予防健診等につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴い、船員保険の保険者である全国健康保険協会船員保険部から、13都道府県（北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）の各対象地域における、総合健診を含む船員保険生活習慣病予防健診及び特定健康診査並びに特定保健指導等（以下「船員保険健診等」という。）を中止するとの通知があり、本会からその旨ご連絡申し上げたところです。

本日、今般の緊急事態宣言解除を踏まえ、同協会から船員保険健診等を6月1日より再開する旨の通知がありましたので、ご連絡いたします。

なお、貴医療機関におかれましては、これまでも十分な感染症対策を講じておられることと存じますが、船員保険健診等の再開にあたりましては、日本人間ドック学会等各関係団体の感染症対策を参考に、引き続き感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等に関するご照会につきましては、お問合せ窓口までご連絡をお願いいたします。

〈お問合せ窓口〉

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOSビル6F

一般財団法人 船員保険会 施設事業部

担当：佐々木（の）・佐々木（若）・伊藤

TEL 03-3407-6063 FAX 03-3797-2925

メールアドレス iryou@sempos.or.jp